# 令和３年度　点呼支援機器等導入促進助成事業について

１．全日本トラック協会では、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等（以下「点呼支援機器等」）の普及促進を図ることを目的に、各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という）を通じ、地方ト協会員事業者（以下「事業者」という）に対して、助成金を交付致します。

**（注）現在、運行管理者の代替として、本助成の対象となる点呼支援機を使用することは認められていません。（詳しくは Q&A 別添参照）**

２．予算総額

５０百万円（５００台分）なお、予算に達した時点で締め切りとします。

３．助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小企業者(※)を対象とします。

※中小企業基本法に定める中小事業者を指します。

・資本金の額または出資の総額が、3 億円以下の会社
　または、常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

４．助成要件

・助成対象は、国交省の実証実験にて使用されている点呼支援機器等とします。具体的には、株式会社ナブアシストが開発した「ロボット点呼」(通称「ユニボ」)に関わるシステム機器一式とします。

・令和３年４月１日以降に導入（サービスの利用を開始）したものを対象とします。

・助成対象には、上記機器及びシステムの導入にかかる諸経費（セットアップ費用等）を含みます。

・本助成制度以外の他の助成制度（国、自治体）を使用して導入した機器及びシステム（周辺機器を含む）は助成の対象外とし、各都道府県トラック協会が実施する助成は、対象とします。

５．助成額

・対象となる点呼支援機器等の導入に要する費用（上限１０万円）

・年度内において、各地方ト協１事業者あたり１台分を上限とします。

６．申請要領

・申請先は所属する地方ト協宛てとします。

・申請期間は、令和３年１１月５日～令和４年２月２８日（地方ト協宛て必着）とします。

**詳しくは、全日本トラック協会の HP をご覧ください。**
https://jta.or.jp/member/shien/r03tenko.html

様式3　　【事業者→地方ト協】

# 点呼支援機器等導入促進助成事業　助成申請書

（公社）広島県トラック協会
会長　小丸　成洋　　殿

捨印

※　下記の同意内容を確認の上、□欄にチェック（☑）をご記入ください。（チェックがないと受付不可）

□ 本助成事業の申請にあたり、国及び地方自治体が実施する助成制度等の申請・受領はしていません。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 申請年月日 | | 令和　　年　　月　　日 | | |
| 事 業 者 名 | | 実印 | | |
| 支店名・営業所名 | | | | |
| 会社所在地 | | 〒　　－ | | |
| 電話・FAX番号 | | 電話　　（　　） | FAX　　（　　） | |
| 申請責任者 | | 役職　　氏名 | | |
| 点呼支援機器等 | 機器名 | ロボット点呼（ユニボ） | | |
| | 管理NO（※） | | | |
| | サービス利用日 | 令和　　年　　月　　日 | | |
| 取扱店 | | | | |
| 導入費用 | | 円　　（消費税抜き） | | |
| 助成金申請額 | | 円 | | |
| 振込先金融機関 | 銀行コード番号 | | 支店コード番号 | |
| | 金融機関名 | | 支店名 | |
| | フリガナ<br>口座名 | | | |
| | 口座番号 | 1普通　・　2当座 | | |
| 添付書類 | 1．中小企業者である確認書類<br>（事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載のあるページの写）<br>2．取扱店に支払った導入費用の領収証の写し<br>3．サービス利用申込書の写し<br>4．管理NOが記載された書類の写し<br>（3．に記載されている場合は、不要）<br>5．振込先確認のため、預金通帳の口座名義（フリガナ、支店名）記載ページの写 | | | |

※サービス利用申込書に記載された管理NOを記載すること。
※申請書は、所属支部へ提出ください。

別添

令和3年11月10日版

# 「点呼支援機器等導入促進助成事業」Ｑ＆Ａ

全日本トラック協会

Ｑ１：助成対象となる点呼支援機器を使用すれば、運行管理者不在でも点呼として認められるのか。

Ａ１：現在は、認められていません。
国土交通省において点呼支援機器の実証実験が行われているところであり、同機器が点呼における確認、指示項目の一部又はすべてを代替可能か、機器の要件について検討されています。まずは、乗務後点呼について検証が行われており、その後、乗務前点呼についても検証が行われる予定です。
（国土交通省「運行管理高度化検討会」
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html）

なお、現在は、運行管理者による対面点呼直前に助成対象となる点呼支援機器（ユニボ）を使用して、本人確認（AI 顔認証）、免許証データ確認、体温データ計測取込、血圧データ計測取込、アルコール検知データ計測取込等を行うことができます。（免許証リーダーや体温計等の周辺機器の接続が必要）

Ｑ２：ＩＴ点呼とは違うのか

Ａ２：「ＩＴ点呼」は、映像・音声を中継するＩＴ機器を介して運行管理者が運転者に対して遠隔で点呼を行うことです。一方、本助成事業の対象となる「点呼支援機器」を使用して行う点呼は、（将来的に認められれば）点呼における確認、指示項目の一部または全てを当該機器に代替させて行うことです。

Ｑ３：申請書に写しを添付する「サービス利用申込書」とは何か

Ａ３：ナブアシスト社等販売店と契約する際に交わす書類です。この中に、助成申請書（様式３）に記載する、サービス利用開始日（サービス利用承諾期間）、機器の管理№が記載されています。参考例：別紙１

別紙１

# サービス利用申込書

契約No.

「サービス利用規約」の内容に同意のうえ、下記の通り「ロボット点呼」に関わるシステム機器一式の利用を申し込みいたします。

【販売会社情報】

| | |
|---|---|
| 会社名 | ㊞ |
| 住所 | |
| 部署名 | |
| 担当者名 | ㊞ |
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |
| メールアドレス | |

【サービス利用者】

| | |
|---|---|
| 会社名 | |
| 代表者名 | ㊞ |
| 住所 | |
| 利用数 | 1 サービス利用 |
| 利用事業所 | |
| 利用責任者 | ㊞ |
| 利用責任者連絡先 | |
| 利用責任者メールアドレス | |

【利用期間・利用料】

| | |
|---|---|
| サービス利用許諾期間 | 2020年4月1日　～　2023年3月31日 |
| 利用料（月額）（税抜き） | @85,000　×　1 サービス利用　=　¥85,000 |

【導入一時費用】

| | |
|---|---|
| 導入一時費用（税抜き） | ¥180,000 |

【利用サービス機器構成】

| No. | 管理No. | 品名 | 型番 | 数量 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | U1JS001166 | unibo | UNR-JPYK-001-0001-01 | 1 |
| 2 | U1JS001166 | ﾛﾎﾞｯﾄ点呼　基本ｻｰﾋﾞｽ（月額） | NRTAP210 | 1 |
| 3 | U1JS001166 | ﾛﾎﾞｯﾄ点呼　導入支援ｻｰﾋﾞｽ | NRTSP110 | 1 |
| 4 | U1JS001166 | ﾛﾎﾞｯﾄ点呼　乗務員時計連携 | NRTOP310 | 1 |
| 5 | U1JS001166 | ﾛﾎﾞｯﾄ点呼　安全指導連携 | NRTOP320 | 1 |
| 6 | 以下余白 | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |